

名古屋市公報	令和 2年 2月13日	第40号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則（財政・契約監理課）	（第7号）	3
告 示		
○ 環境目標値を定める告示の一部改正について	（環境・大気環境対策課）（第57号）	5
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	（住都・住宅管理課）（第58号）	7
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	（住都・住宅管理課）（第59号）	15
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	（緑土・緑地管理課）（第60号）	18
○ 名古屋市大高瀬木南土地地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	（住都・市街地整備課）（第61号）	20
○ 道路附属物自動車駐車場の全部の供用の休止について	（緑土・自転車利用課）（第62号）	21
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	（緑土・緑地管理課）（第63号）	22
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	（住都・都市計画課）（第64号）	23
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	（住都・都市計画課）（第65号）	25
交 通 局 告 示		
○ 「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について	（第1号）	28
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	（第2号）	30

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市契約規則の一部を改正する規則（第 7号）

1 改正内容

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。
（第26条及び第38条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名古屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 7 号

名古屋市契約規則の一部を改正する規則

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第26条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

第38条を次のように改める。

（物件の売払いの場合の目的物の種類、品質又は数量に関する担保）

第38条 物件の売払いの契約にあっては、目的物の引渡し後は、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について、担保の責任を負わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の名古屋市契約規則の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

名古屋市告示第57号

環境目標値を定める告示の一部改正について

平成17年名古屋市告示第402号（環境目標値を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和2年2月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 大気汚染に係る環境目標値を次のように改める。

1 大気汚染に係る環境目標値

市民の健康の保護に係る目標値及び快適な生活環境の確保に係る目標値について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環 境 目 標 値	達成時期
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	令和5年度
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	令和5年度
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	達成を維持するものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

- 2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。
- 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 6 光化学オキシダントについては、令和12年度までに「昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた時間数が300時間以下であること。」を当面の目標として設定する。

(2) 快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環 境 目 標 値	達成時期
浮遊粒子状物質	1年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

- 2 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の1年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。
- 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

名古屋市告示第58号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和2年2月19日（水）から同月28日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和2年2月19日（水）から同月28日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和2年2月19日（水）から同月29日（土）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、木曜日及び第4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 2年 2月20日（木）から同月29日（土）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

令和 2年 3月18日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 237戸

改良住宅

空家住宅 6戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校
修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 122戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 12戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受け

ている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）

を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 104戸

改良住宅

空家住宅 1戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成25年度第 4回一般募集から令和元年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成25年度第 4回一般募集から令和元年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第59号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 2年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 2年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
千早南荘		101号	0.9674	0.8107	0.9961	92,400円
		102号、 202号、 302号、 402号、 502号、 602号、 702号、 802号、 902号及び1002 号	0.9674	0.6676	0.9961	74,800円
		103号、 104号、 201号、 203号、 204号、 207号、 210号から 212	0.9674	0.7984	0.9961	89,800円

	号まで、 301号、 303号、 304号、 307号、 310号 から 312号まで、 401号、 403号、 404号、 407号、 410号から 412 号まで、 501号、 503号、 504号、 507号、 510号 から 512号まで、 601号、 603号、 604号、 607号、 610号から 612 号まで、 701号、 703号、 704号、 707号、 710号 から 712号まで、 801号、 803号、 804号、 807号、 810号から 812 号まで、 901号、 903号、 904号、 907号、 910号 から 912号まで、 1001号、1003号、 1004号、1007号 及び1010号から 1012号まで				
	105号、 205号、	0.9674	0.9507	0.9961	106,600円

		206号、 208号、 209号、 213号、 305号、 306号、 308号、 309号、 313号、 405号、 406号、 408号、 409号、 413号、 505号、 506号、 508号、 509号、 513号、 605号、 606号、 608号、 609号、 613号、 705号、 706号、 708号、 709号、 713号、 805号、 806号、 808号、 809号、 813号、 905号、 906号、 908号、 909号、 913号、 1005号、 1006号、 1008号、 1009号及び1013 号				
--	--	--	--	--	--	--

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第60号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

緑ヶ岡東公園	瑞穂区弥富町字緑ヶ岡	図面瑞穂32 の区域	平成16年10月 9日
--------	------------	---------------	-------------

」

を

「

緑ヶ岡東公園	瑞穂区弥富町字緑ヶ岡	図面瑞穂32 の区域	平成16年10月 9日
清水ヶ岡公園	瑞穂区弥富町字清水ヶ岡	図面瑞穂33 の区域	令和 2年 2月 5日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年 2月 5日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第61号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 2年 2月 4日から同月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第62号

道路附属物自動車駐車場の全部の供用の休止について

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第7条第1項の規定により、次のとおり自動車駐車場の全部の供用を休止します。

令和 2年 2月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 自動車駐車場の名称

名古屋市吹上駐車場

2 自動車駐車場の全部の供用を休止する日時

令和 2年 2月20日（木）午前 8時から午後 2時まで

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第63号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 2年 2月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 供用時間を変更する日

令和 2年 3月 8日

2 有料公園施設等の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設等の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川公園）	午後 1時35分から午後 9時まで
白川前駐車場（若宮大通公園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時から午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第64号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 2年 2月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 錦二丁目 7番地区計画

2 位置及び区域

名古屋市中区錦二丁目の一部

（別図のとおり）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

（1）縦覧期間及び縦覧時間

令和 2年 2月 7日から同月20日まで

午前 8時45分から正午まで及び午後 1時から午後 5時15分まで

（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）

（2）縦覧場所

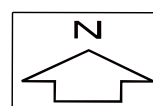
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1 / 2, 500



名古屋市告示第65号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 2年 2月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画

2 位置及び区域

名古屋市東区西新町、東新町、久屋町、武平町、西区名駅一丁目、中村区椿町、名駅四丁目、中区新栄町、錦一丁目並びに錦三丁目及び東区泉一丁目、東桜一丁目、東桜二丁目、西区牛島町、則武新町三丁目、名駅二丁目、中村区牛島町、亀島二丁目、太閤一丁目、太閤三丁目、太閤四丁目、竹橋町、那古野一丁目、則武一丁目、則武二丁目、名駅一丁目、名駅二丁目、名駅三丁目、名駅五丁目、名駅南一丁目、名駅南二丁目、名駅南三丁目、名駅南四丁目、中区大須三丁目、大須四丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目、新栄一丁目、千代田一丁目、錦二丁目、東桜二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目並びに丸の内三丁目の各一部（別図のとおり）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間及び縦覧時間

令和 2年 2月 7日から同月20日まで

午前 8時45分から正午まで及び午後 1時から午後 5時15分まで

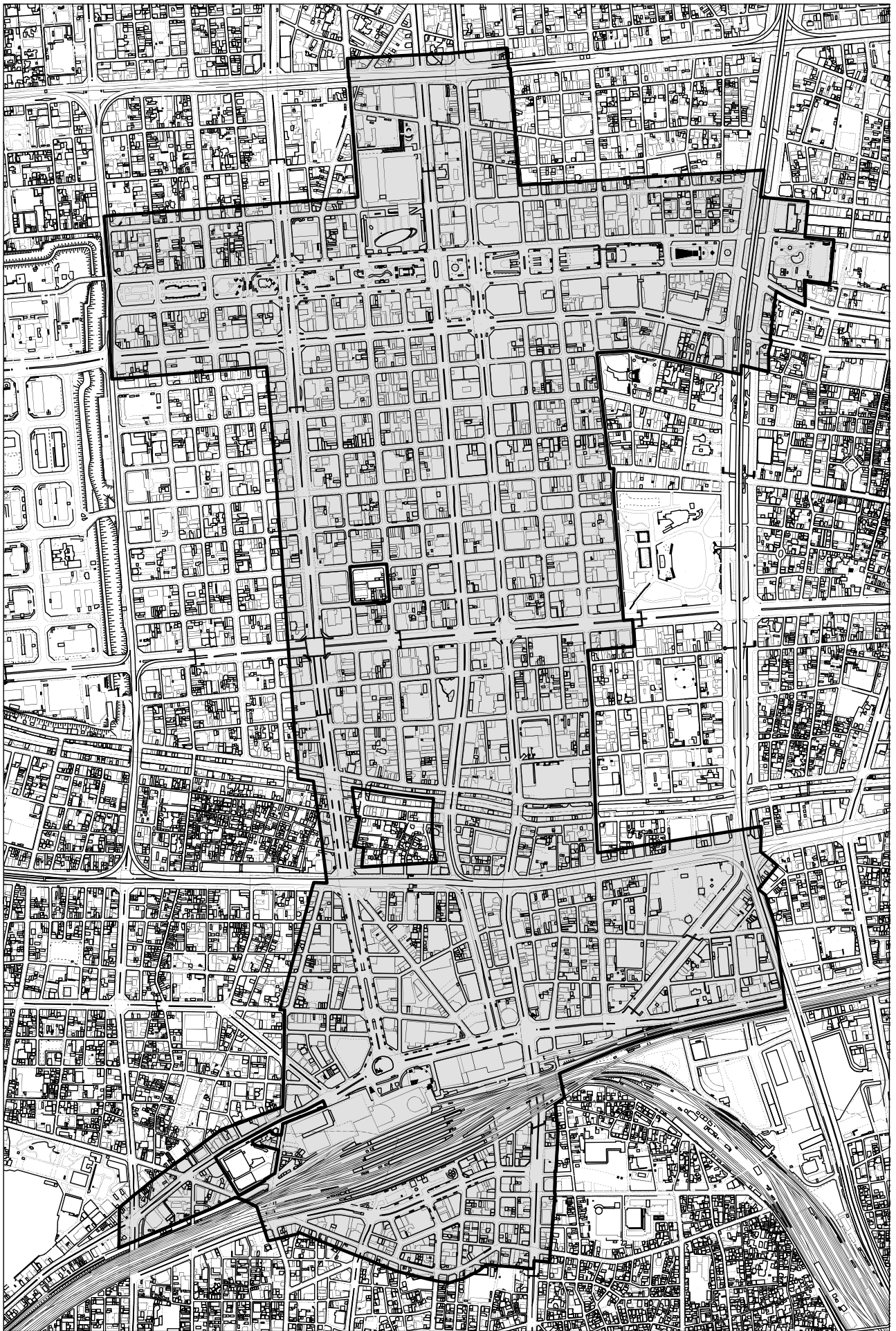
（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条
第 1項に規定する本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課



1,000 m



地区計画区域



名古屋市交通局告示第1号

「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券
の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和2年2月7日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

1 発売対象者

「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキット購入者に対して発行します。

2 料金

620円

3 有効期間

令和2年2月20日から同年8月30日まで

4 発売枚数

30,000枚（ただし、「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキット1セット購入につき1枚の発売とします。）

5 発売場所

各乗車券発行所並びにオアシス21iセンター、名古屋市金山観光案内所、名鉄観光名駅地下宝くじセンターぴあ窓口（B1）（名古屋）及びナゾ・コンプレックス名古屋（矢場町）とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

令和2年2月20日から同年8月30日まで

8 料金の還付

- (1) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各発売場所での取り扱い、その期間は令和2年8月30日までとします。
- (2) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用

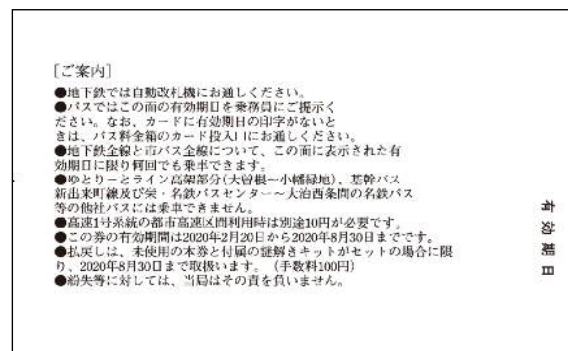
地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第2号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和2年2月20日から次のように改正します。

令和2年2月7日

名古屋市交通局長 河野和彦

表株式会社名古屋交通開発機構の項第1号に次のように加えます。

ケ 令和2年名古屋市交通局告示第1号（「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について）に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項に次の1号を加えます。

(5) 令和2年名古屋市交通局告示第1号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表名鉄観光サービス株式会社の項に次の1号を加えます。

(4) 令和2年名古屋市交通局告示第1号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金

表株式会社めいかん企画の項の次に次のように加えます。

株式会社SCRAP 東京都渋谷区千駄ヶ谷 五丁目20番4号	令和2年名古屋市交通局告示第1号に規定する 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
-------------------------------------	--

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課